

Title	農地改革をめぐる諸見解と「地主的土地所有」
Sub Title	Some options on agricultural reform and the feudality of land
Author	平野, 絢子
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.5 (1954. 5) ,p.547(83)- 557(93)
JaLC DOI	10.14991/001.19540501-0083
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540501-0083">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540501-0083</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

屋二、石屋一。この他米市問屋一(但し當時休業)、醫師五人でこの合計は總家数の四分の一強となつてゐる。

以上の諸記載から、地方都市における商業及び工業の状態について、その表面的な一端を窺い知る事を得よう。しかし、注目すべきは干鯛商、菜種商、綿商、綿打屋の如く、周辺の農村との關係を豫想せしめる様な業種がかなり見受けられる事である。他方、この町が宿場であり、又廻船の出入する港である事はこの明細帳には出て来ないが、天保年間のものに次の如き記載となつて現われている。「宿内惣家數千七百四拾五軒、……、旅籠屋百六軒、馬歩行往還渡世仕候百軒程、船乘漁師渡世仕候三百軒程、右之外は商人職人百姓醫師座頭日雇取之類ニ御座候」。記載の基準が異なるため享和度との比較は出来ないが、前年の商人、職人にこの宿場關係の職業が加わりこの都市の住民が構成されていたものと見てよい。勿論この内には農民もいる。特に濱田村の如きは村明細帳に現われている限りかなり農村としての色彩も強い。天保の史料には、村民の渡世につき、「耕作之外男女稼之儀は、男ハ小商内日雇取、女ハ糸操織稼等仕候而渡世仕候」、「畑方之儀は麥、綿其外茶、大根蔞付申候」とあり、農業への依存も強く見られるのである。

しかし、こう言つた農業の存在は四日市町及び濱田村の地方都市として位置を豪も妨げるものではない。全般的に言えばこの地方都市は先ず何よりも宿場であり、又年貢積出しの港である。しかし既にこの時期にはその上に、前述の周邊農村の經濟

的中心としての地位が加わつてゐる。綿作、糸操り、織布の過程は既に見て来た如くこの都市を中核として廣汎に行われる重要な産業であつた。又菜種油についても同様の事が言える。しかしこの様な若干の手工業生産よりも、この都市を性格づけてゐるのは商業である。その名の示す四の市の市は、即ち「久敷打終」つて居り、既にかゝる形態による商品取引は廢滅してゐるが、市内及び附近農村、旅行者を顧客とする取引がかなり發達してゐた。享和の明細帳は四日市町の者で「江戸店所持仕候者」二人を擧げてゐる。即ち一人は紙商賣、質兩替の店を持ち、他の一人は酒醬油商賣の店を持つて居り、所謂伊勢商人の一翼となつてゐる。

以上村明細帳を通じて知り得たこの都市の生活状態は極めて表面的なものにとゞまつた。周邊農村との關係のより具體的な様相や、更にはこの都市が大坂、江戸間に位置すると言ふ事から受ける特殊の意味、即ち商品の流れが大坂を経由してゐないのではなからうかと言ふ豫想も實證し得なかつた。ただこの湊から積み出される年貢米は江戸へもたらされた事が記されてゐる。又、地方都市における商業の性格も知り得なかつたし、綿布生産は、明治以後におけるこの附近の民間による工場工業生産の發展(註)と關聯する事が豫想されるだけに、興味を引く問題であるが是も右に見來つた以上を望む事は許されないのである。

(註) たとえば、明治十五年の川島紡績所、同十九年の三重紡績株式會社(後の東洋紡績株式會社)の成立がある。「四

日市市史」四四九頁参照。

この様な限界はすべて本稿において利用した史料が村明細帳たゞ一種であると言ふ制約から來るものである。加うるに、僅か四十年間の時間的經過の内に動態的な觀察をなす事も又無理であつた。たゞ從來の研究では殆んど見忘れられていたこの地方の幕末における經濟状態の一端を知り得たにとゞまり、より突込んだ研究は今後の史料探訪とその分析にかゝつてゐるのである。

### 農地改革をめぐる諸見解と

#### 「地主的土地所有」

平野 絢子

を解放し、耕地總面積において小作地を四六%から一二%に激減せしめ、農家總戸數のうち自作農を三六・五%から七〇%にひき上げた土地保有制度改革の「意義」の理解の仕方如何にかかつてゐる。そしてこの二點を通じて農地改革の評価に重要な役割を果すものが「地主的土地所有」の認識であらう。改革の終了にもなつて種々の見解が公けにせられたが、改革後も農業における生産關係を規定する半封建制は残存する、という立場の代表者の一人である井上晴九氏が、一九五三年末從來の見解を一步前進せしめられた論文「農地改革と地主制——農業問題の焦點——」、「改革による地主制の再編成」を發表せられたのを機に、改めて農地改革の評価に關する代表的な見解を考察し、問題の所在を明らかにしてみたいと思う。

#### 一

第一の見解は當初から日本資本主義の基盤に半封建制を認めない大内氏によつて代表される。大内氏によれば農地改革の本質は次の如くである。

- 1 農地改革の内容は自作農創設と小作關係の調製との二本建であるが、政府の主調は前者にあり、從來の自作農創設事業の底を流れる小農保護政策の一層の展開にほかならない。
- 2 「日本における過小農をつくり出し、維持してゐる日本資本主義」の同じ條件の下に行われた土地の再分配にすぎない農地改革は、それ故に「農業經營の零細性をいささか

農地改革は現代日本農業論の親鍵である。あらゆる問題の分析はここを起點として出發する。それ故日本農業を研究對象とする者は誰しも農地改革の評価に對して一つの態度をきめなければならぬ。ところでその決定は、

- 1 日本資本主義の基盤ないし構造的性質に對する認識
- 2 耕地一、八六九、〇六三町歩、牧野二二〇、三七三町歩

農地改革をめぐる諸見解と「地主的土地所有」

も解消しなかつた<sup>(註2)</sup>。それは「分割地農的土地所有が、その性質上、労働の社會的生産力の發展や、労働の社會的諸形態や、資本の社會的集積や、大規模の牧畜や、科學の累進的應用やこれらのものを排除する<sup>(註3)</sup>」ことの再確認である。

3 「地主は封建的な身分層ではなく、近代的地主私有者であり、土地の賃貸人であり」「自作農も獨立自由なる人格で土地の私有権者である」と解されるが故に、農地改革では「ただ農家の大部分が自作ないし自小作になり、地主がほとんど存在しなくなつたというだけのこと」である。高率現物小作料の固定金納化という規定も決して「從來地主によつて吸収されてきた剩餘價值が生産的資本として農業に投ぜられ、農業の擴大再生産が可能となる」ことにはならない。けだし「小作料は戦争中より政府が行つて来た實質的切り下げ政策とインフレーション」によつて元來その實質負擔額はかなり低下してをり、かつその支拂を免除された新自作農は、分割地農における農産物價格決定のメカニズムのもとにより多くの無償労働を社會に放出することを餘儀なくせしめられるからである。(大内氏において「小作料」は差額地代)<sup>(註4)</sup>。すなわち過小農——經營規模の零細性——という日本農業の特質は依然として變化せしめられなかつた。

4 戦後の「日本の資本は戦争によつて消溼され破壊されてゐるから、エムプロイメントは今後とうぶんのあいだ、職

争中はもとより戦前に比してさへはるかに小さいものにとどまるであらう。そして急速に市場の擴大しえない現状では資本の蓄積はがいて遅鈍であり、したがつて相對的過剩人口は今後永きにわたつて増大するとも減少することはないであらう。」<sup>(註5)</sup>もともと「日本の小農制をつくり出し維持して來たものが資本主義社會の必然的法則としての過剩人口であり、……また同時に『半封建的』過小農をつくりだしかつ維持してきたものが封建的ないしは半封建的土地所有のもつ經濟外強制やあるいは絶對主義權力のもつ強力やによつて實現される封建地代それ自體ではなくて、資本の再生産の條件として與えられた低賃銀にもとづく農家の低所得であり、高率地代は逆にかかる過小農の低所得性によつて維持されているものにすぎない」のであるから、農地改革は日本農業における生産關係、過小農を過小農として規定する經濟的諸條件をいささかも變革したことはならない。「農地改革のもたらすものは要するにリリパットの自作農の創設である」<sup>(註6)</sup>すなわち「自ら生みだしたところの」小農社會を利用しつくすことによつてようやく自己の再生産構造を維持しえた<sup>(註7)</sup>日本資本主義の下においてとられる政府の傳統的小農保護政策の擴張——「封建的」小作關係を消滅させ、土地を再分配することによつて小農を没落から防ぎ「過小農を過小農として維持するという資本の利益」よりする——にはかならない。

意義 そこで、地主的土地所有（——近代的大土地私有）の消滅により封建的慣行習慣が拂拭され、自作化により高額小作料が排除された過小農を過小農として維持することによつて低賃銀の基盤である低い農産物價格を固く維持せしめ、土地という主要な生産手段を與える——たとえそれが小農經營の下における再生産に十分ではなかつたとしても——ことによつて自らの許にひきつけた小農民という小ブルジョア層を「プロレタリア」に對する前哨たらしめる」という資本主義の危機打開のための經濟的及び政治的な二重の意味において、農地改革は意義づけられる。

改革前において「半封建的地主的土地所有」を認められない大内氏においては、當面の土地改革としての農地改革は農産物價格形成の面からのみ主として問題にされるのであつて、窮極的には日本資本主義の構造的特質から規定された日本農業に何ら本質的な變化を與えなかつたこととなる。

- 註1 大内力「日本資本主義の農業問題」改訂版二二五頁。
- 註2 同 前掲書 二八四頁。
- 註3 K. Marx, „Das Kapital“, herausgeg. v. Marx-Engels-Lenin-Institute Bd. III/2, S. 859. 長谷部文雄譯青木文庫第十三分册一八七頁。
- 註4 大内力 前掲書 二七七頁。
- 註5 同 「日本農業の財政學」三〇二頁。
- 註6 同 「日本資本主義の農業問題」二八六頁。

農地改革をめぐる諸見解と「地主的土地所有」

- 註7 同 前掲書 二四四頁。
- 註8 同 前掲書 二八八頁。
- 註9 同 前掲書 二一四頁。
- 註10 同 前掲書 二九九頁。
- 註11 同 前掲書 三〇〇頁。
- 註12 同 「日本農業の財政學」三〇三頁。

農業における半封建的な生産關係を日本資本主義の標準的質と規定せず、「日本資本主義が農業面においてとるところの現象形態である」となすのが大内氏の立場である。氏は改革前の日本農業の特質を 1. 經營規模の零細性、2. 小作農が多いこと、小作關係が近代化されていないことの二點としていられるが、この過小農の存在、封建的に見ゆる小作關係、高率物納小作料は半封建的地主的土地所有による經濟外強制ではなく、經濟的強制によるとされている。すなわち「日本の場合農業ブルジョアジーの發展が畸形的に微弱であり、小農ないし過小農上層へ向つて大經營が分解下落し、他方にこれらの小農、過小農は一方的に半プロ化して行く」のであるが「相對的にはきわめて急激に發展し、第一次大戰ごろには帝國主義段階にまで達したが、その後絶對的規模はきわめて小さい日本資本主義の後進性と、當初から技術的に高度の機械生産であり、かつ經營形態からいうと株式會社という資本の集積より集中を主とした形で發展した日本資本主義の發展の仕方」が、「労働吸收力を量的には相對的に小ならしめ、質的には畸型となしたため、農村の



過剰人口は吸収されないで停滞的過剰人口として存在する」と。ところで農村に堆積された過剰人口は、エンプロイメントの狭小の故に生産手段をばなれた農民を再び土地にしがみつくと零細規模の小作農とさせ、あるいは潜在的過剰人口として低賃銀基盤を形成するが、他方では小農間の競争を激化せしめ、「賃銀をもつてその再生産の限界とする」農産物価格の水準を最劣等地の生産価格以下まで極端にひき下げる。更に各種の兼業が行われるときは、農産物価格はもつとも不利な条件下で耕作する農家の勞賃部分をさへ僅かにその一部分が實現されるにとどまる程に低いものとなる。このような價格關係の下においては、農民は單位生産物の低價格と生産總量の増大によつてカヴァする以外になく、この事は農民の過勞を基礎としつよいよ集約的に勞働を投下することを必至とし、その結果は差額地代部分、とくに第二形態のそれを大とする。多かれ少かれ自然經濟をのこす農民にとつてこのような高率地代は貨幣形態では負擔しえず、物納化する。(すなわち高率現物小作料は經濟的強制の結果である)。一方に農産物の低價格、他方に利潤から賃金にまで喰いこむ高率地代があるから、日本の過小農はブルジョアの經營に發展出來ないのである。(資本を蓄積し擴大再生産を行い、資本家的經營を展望するのを妨げている要因は、土地所有に基づく權力、農業における半封建的生產關係による剩餘勞働の收奪ではなく、日本資本主義の「構造的性質」である後進性から來る諸條件、過剰人口の存在である)。

「けつして農業を社會的生產の全機構から切斷してそれだけ觀察してはいけない(カウツキー)」と主張される大内氏の「日本資本主義の農業問題に關する基本理論」は以上の如きものである。明治六年の地租改正に伴うかの諸法令により、更に十年代のインフレーションによる地租改正によつて分割地的土地所有——自由なる農民的土地所有——が日本において確立したとされる氏の立論の中からは、「地主的土地所有」が抹殺されているのである。

註 大内氏「農業問題」、「日本資本主義と農業問題」による。問題點

大内氏の理論の中には「地主的土地所有」——半封建的生產關係の基礎としての——が缺如している。大内氏によれば、地主、小作關係は單なる貸貸借という近代的契約關係にすぎず、地主は生産手段の所有者という場において資本家の味方であるにすぎない。そこで貸付地の分割は地主制——土地所有に基づく權力支配の形態變化の問題としてではなく、小作地の激減——高率小作料の消滅という問題としてあらわれる。この場合高率小作料は半封建的的土地所有の經濟的實現形態としての半封建的地代ではなく、分割地的土地所有のもとに支拂われる名目地代であるから、すでにのべたように自作農創設による小作料の排除は小農民に對してますます競争による農産物價格引下げの條件を提供する。そこで農地改革は農村における「半封建的慣習、習慣」の拂拭を側面にもちつつ、日本資本主義の危機を打開す

るため「生産手段の所有者として味方である地主の利益を大幅にきりすてるというはなれわざをあえて行い」ブルジョアジーがヘゲモニーをとつた小農維持策(よりおしすめられた低米價政策と勞農統一戦線の分離策)と規定されることとなる。基本的生產關係は變らない。ここでは資本の立場からのみ言及される。

I 日本における改革前の農民的土地所有は封建制度の解體期にあらわれる「分割地的土地所有」であらうか。小作農は分割地農民の借地であり、地主は「近代的な土地所有權者」として自作農と同一の身分「であらうか。

II 改革前の高率現物小作料は近代的土地所有に基く差額地代であらうか。小農經營の下における地代は資本制地代(平均利潤以上の超過分)でありえない以上——土地は資本の下に従屬せられていない——、大内氏のいわれる地代は「分割地農民の支拂う名目地代」であらうが、名目地代がエムプロイメントの狭小を前提とした競争の下にあつて剩餘勞働の凡てのみならず必要勞働部分まで喰いこむと考えられるかどうか。

III 寄生地主的土地所有の農民への分割、高率現物小作料の排除は農業における再生産構造に影響を與えないだらうか。(資本主義の構造的性質はその形成時に決定されるとすれば、日本農業において小資本の成立がなかつたというところ、それが「剩餘勞働の一般的形式」として經濟外強制に

農地改革をめぐる諸見解と「地主的土地所有」

よつてくみとられる高率現物小作料——封建地代の存在によつてであることこそ日本農業の日本資本主義の構造的性質を規定する點ではなかるうか。それ故獨占資本主義段階における收奪により、結果としては小農民經營一般には剩餘勞働が残されないうる、高率現物小作料の排除は階級分化を促進し、職階制米價により向上分解も又展望されうるのではないであらうか。過小農は同じ過小農であらうか。

三

II 改革後に殘存する山を通じ、水利を通じた地主の權力支配、ヤミ物納小作料の復活、經濟外強制による農雇の低賃銀などはどう理解すべきであらうか。

第二の見解は農地改革が「日本資本主義の基根——半封建的土地所有——半封建的零細農耕——の構成をその根源において、再編し日本農業を本格的農業へ解放する道を拓くもの」とする立場であり、山田盛太郎氏、栗原百壽氏に代表される。山田盛太郎氏は日本資本主義の構造的性質の基礎を農業における半封建的生產關係に求められ、小作農を五・五%に激減せしめ、高率現物小作料を固定低額金納とした農地改革は「舊構成の基根としての半封建的土地所有——半封建的零細農耕」を揚棄したが故に革命的であるとされる。すなわち「軍事的半封建的日本資本主義は敗戦と共に崩壊し」農地改革は日本經濟を土地所有——農業經營の基礎の上においた。剩餘勞働の支配的形態であつた高率現物小作料は消滅し、農業部内における擴大再生産の道は拓け

た。「農業革命の端緒である」。「農業構造の變化は全過程の變化を導くであらう」。

農業における寄生地主的土地所有による半封建的生産關係の揚棄、土地に基づく權力支配の消滅により、日本の經濟機構の基本的規定者は從來地主制と抱合關係にあつた資本となる。  
(ここでは専ら地主的土地所有の揚棄が問題とせられていて、獨占資本の農地改革における位置が明確にされていない小池基之教授の批判。大内氏と對比的である)。

註1 山田盛太郎「農地改革の歴史的意義」(東京大學經濟學部創立三十周年記念論文集)第二集(一九三九頁)。

註2 同 前掲書 一八二頁。

註3 同 前掲書 一三九頁。

註4 同 前掲書 一八三頁。

註5 ここにおいて第一の立場と同一平面上に立つこととなる栗原氏によれば「農地改革は『形式』は地主的土地所有を温存させるためをとりながら、その實質においては農地買收價格と小作料を極度にひき下げると共に、地主自作を禁止し、地主を名目的に矮小な保有地にかじりつかせることによつて、全く經濟的に無力化し、轉落させた」(註1)農地改革は日本資本主義の危機の一環としての農業危機に對する對策としての「國家獨占資本主義的農業政策體系の基礎の創出」であつて、具體的には地主的土地所有の消滅と自作農創設に約言される。すなわち地主的土地所有の農民的土地所有への組替えであるが、

國家權力による勞働力の價値の引下げ(低米價・低賃金)、價値法則の強權的變更(註3)獨占資本の危機への對策)により、從來高額小作料によつて阻止されていた農業經營擴大は低米價政策、シエールにより同じくはさまれ剩餘勞働は農民の手許に蓄積されず資本は缺乏し、農業生産力は停滞すると結論される。  
第一の大内氏においては近代的契約關係による大土地所有が小農民に分割され基本的生産關係に何らの變更も加えられないと考えられた農地改革が、ここでは半封建的生產關係の基礎としての「地主的土地所有」の再分配により地主制を消滅させ、日本農業において「自由な農民的土地所有」分割地的土地所有に基づく小經營」を支配的とした。しかしその結果は兩者とも、メカニズムは異なるが(前者は農産物價格をめぐる競争により、後者は國家權力による獨占資本の收奪によつて)資本の下における小農經營の零細性、「資本の缺乏」は變化しないという點で一致をみる。第二の見解において、山林や一町歩の保有地ももはや地主制の支柱とはならず、「地主的土地所有」がその本來の意義を失つたことから、改革後の農業問題を資本と小農經營に還元する點が特徴的である。「農地改革に基いてはじめて日本農業は直接的に全面的に國家獨占資本に把握されるに到つた」(註2)地主制はもはや獨占資本の收奪のためのエージメントの役割を果すにすぎない。この論は「戦前は農民層の地主の半封建的收奪に對する對立という形が第一義的であつたが、戦後においては富農と貧農の對立的發展は二義的に押えら

れ、獨占資本との關係が第一義的になつた。つまり、地主的土地所有と資本とをまつたく切離して考え、地主を媒介として上げてくる剩餘價値の資本化を、農地改革で地主を排除して直接的に收奪するよう再編成した」という考え方である。

註1 栗原百壽「現代日本農業論」 五三頁。

註2 同 前掲書 二六頁。

註3 同 前掲書 三九頁。

註4 同 前掲書 四六頁。

註5 同 前掲書 一一七頁。

註6 同 前掲書 八九頁。

註7 小池基之「地主制の諸問題」(「日本農業の全貌」研究資料第七輯)一四頁。

問題點

I 日本資本主義が本來的に「寄生地主的土地所有」——零細農耕の上に立つていとすれば、敗戦による占領軍の壓力を背景とした土地改革によつて根源的に變化しうるであらうか。この理解は農業危機の理解の仕方と關聯をもつている。この立場によれば、農地改革と共に農業危機は資本主義の一般的危機そのものへ解消されたことになる。すなわち「獨占資本と地主的土地所有との癒着對立の關係が見落され、改革後における地主の獨自性・その物質的基礎が認められていない」のではなからうか。

II この見解の底にあるものは「高率現物小作料」地主制農地改革をめぐる諸見解と「地主的土地所有」

とする考え方(註1)である。地主制は土地所有に基づく權力支配であり「地主的土地所有」はその物質的基礎であるが、「地主的土地所有」が量的に制限せられ、その經濟的實現形態である高率現物小作料が低額分納化したからといつて、「地主的土地所有」は揚棄され、地主制は形骸化し、消滅したといふことが出来るであらうか。未解放に終つた山林を物質的基礎として、改革後も權力機構の一要素として相對的獨自性を有する地主制が「矮小化された」保有地一町歩を「地主的土地所有」たらしめ、量的には七〇%をしめる自作地が「自由な農民的土地所有」(註2)所有權と耕作權の確立)たるのを妨げてはいないであらうか。

III 獨占資本は果して無媒介的に税金とシエールと低い農産物價格を通じて小農經營を擱むのであらうか(註3)。

註1 「半封建的土地所有を田畑における高率現物小作料に局限するのは誤りであります」小池基之「地主制の諸問題」前掲書一八頁。

註2 小池基之「農地改革と農業の近代化」(「農業近代化の理論」)一五七頁参照。

四

第三の見解は「日本資本主義の構造的特質の基礎」の認識において第二の見解と同一面に立ちつつ、農地改革によつても農業における基本的生産關係は變化せず、従つて改革後も「地主的土地所有」は殘存する、すなわち今次の解放は「農村の舊勢



力が農業の近代化に自らを適應せしめて行く<sup>(註1)</sup>ことをしか可能としない「上からの改革」であり、半封建的諸關係は徹底的に排除されず、獨占資本の危機に對する對應に基いて變貌せしめられたにすぎないのであつて、その限りに於いて、農地改革はなら革命的役割を果さなかつたとなすものである。小池基之教授、井上晴九氏によつて代表される。

「農業生産の『自由な』發展に對する障害をなすものが『地主的土地所有』に存する限り、土地改革の方向は、經濟的には高率小作料に、またそこに集中的に表現される『地主的土地所有』自體にまづむけられなければならない。なんとすれば、『自作農層』といへども、高率小作料の支配のもとにおいては、自由な發展性をもつ農民的所有者としてではなく、つねに半封建的な地主層と小作農層との接觸において形成される限り、その例外をなすものではない<sup>(註2)</sup>からである。『農地改革の歴史の課題は、農村民主化のための、また農業生産力の一層の發展のための、地主貸付地の耕作農民への解放、地主的土地所有の排除にある』(ここに「制度としての封建制によるものではなく、農家に残存する思想・感情乃至慣行に現われる封建制〔宇野弘藏氏「我が國農村の封建制」(改造)二七の五、一四頁)として、日本農業における封建制を思想慣行として零細農耕という生産方法の後進性に求められる見解(大内力氏によれば「封建遺制」二一頁)に對し、「地主的土地所有」に封建制の物質的基礎を見出し、高率現物小作料にその經濟的實現をもつところ

のこれに基づく半封建的生產關係が農業生産力の發展を阻害していると考える第二、第三の見解の相違が存在する。)しかしながら「地主的土地所有」がそれを維持する獨占資本のもとにおいて、體制としてとらえられた場合、「獨占資本は低賃銀労働力の給源として、また獨占利潤實現のために地主的土地所有の支配を支持し」、「この二重の支配は相互にささえあうもの<sup>(註3)</sup>」であるから、「地主的土地所有」排除の過程は、地主勢力を抱合した獨占資本を主導とする資本の農村支配の基礎を否定すること<sup>(註4)</sup>になる。このような日本資本主義の構造的特質の矛盾の上に立ち、農業危機——「土地所有と獨占資本との二重の壓力のもとにその發展を阻止されゆがめられざるをえなかつた農業生産力がまたこのような壓力のもとにその破壊からの回復をさまたげられている<sup>(註5)</sup>」という——打開のための、そして、民主化政策の名の下にある外國獨占資本の壓力を背景として行われた農地改革は現實にどうであつたか。

- 註1 小池教授「農業近代化の理論」一五三頁。
  - 註2 同 前掲書 一八頁。
  - 註3 同 前掲書 四頁。
  - 註4 同 前掲書 四六頁。
  - 註5 同 前掲書 四七頁。
  - 同 「地主制の諸問題」 十四頁。
  - 註6 同 「農業近代化の理論」 五八頁。
- 日本において半封建的「地主的土地所有」が「資本および勞

働の投下に對する障害<sup>(註1)</sup>となり、「地代の制限が利潤の成立を根本的に阻み<sup>(註2)</sup>」「小經營の『獨立的』小商品生産者への轉化をさまたげていた<sup>(註3)</sup>」とすれば、農地改革による地主所有地の分割、高率現物小作料の低額分納化はそれ自體、進歩的な意義を持つことは指摘されなければならない。「自由なる」農民的土地所有こそ、農業における資本主義的發展の前提であり經過點であるからである。

しかしながら、「今度の農地改革における最大のぬけ穴は何といつても山林解放が行われなかつたことであり、山持地主は(全農家戸数からいつても現在なお四五・八%をしめる)山林の地主的所有の點では無傷ですませた<sup>(註4)</sup>」。更にそれは近時の「改正森林法などでかえつて強化された<sup>(註5)</sup>」。この「山林、原野、採草地の半封建的地主的土地所有」は、「地主的山林所有の一形態としての國家的林野所有によつて裏打されている<sup>(註6)</sup>」。そして「山村の地主的土地所有は耕地の零細化と土地不足を作り出し、(山利用を通じて小經營と對立し)貸付耕地の殘存と相まつて平場の地主的支配の裏打をなす<sup>(註7)</sup>」のである。

更に一町歩程度の保有貸付地は「階級として組織化された地主的支配力の一端<sup>(註8)</sup>」であり、その「所有の性質は本質的に依然として半封建的地主的土地所有<sup>(註9)</sup>」であつて、自作農所有の一町歩とその本質を異にする。この保有貸付地においてとりむすばれた小作契約において耕作權は決して近代的に確立してはいない(井上晴九「農地改革と地主制」参照)。

農地改革をめぐる諸見解と「地主的土地所有」

解放耕地に關する點においても、「解放耕地の所有權(ひいては耕作權)の移動に對しては統制がしかれ、その實權は地主勢力の側が、行政權力(知事の認可)を通じ、あるいは農業委員會(地主勢力ないし地主富農が指導權をもつている)を通じて掌握している<sup>(註10)</sup>」。

これらの諸事情は、地主所有耕地の有償分割と小作料の低額分納化という今次農地改革が決して「自由なる農民的土地所有」をつくり出さなかつた事實を明らかにしている、と井上氏は主張されるのである。

「こんどの農地改革で耕地の配分が行われた範圍でいえば、耕作農民は單なる占有者ではなく、所有者となり」、「主要な生産手段(土地)の地主による非勤勞的所有にもとづく從屬關係は一見もうとかれたようにみえる<sup>(註1)</sup>」。しかしこの自作農の土地所有は完全に自由な所有ではない。……すなわち「山林・原野を基盤とし、一町歩保有地を足とする」地主的土地所有の存在が、解放された自作農と、かつての半封建的地主層と小作層の接觸點にあつた舊自作農とを本質的には同じ場においているからである。固定金納化された小作料もこの關係の中では當然高率現物化しうるのであつて、地主制の殘存の強い山間部では公定の反當六〇〇圓が三千圓、一萬圓、或いは米一俵であるというすでにあらわれている事實がこれを立證する。そして改革後の小作料の高率化、現物化は、大内氏のいわれる過剩人口の壓力に基づく小農の競争の結果たる

差額地代の増加ではなくして、土地所有に基づく権力を背景とした剰餘労働の汲みとり、本質的には變化しなかつた地代の半封建性の強化である。

註1 K. O. S. 389. マルクス「資本論」長谷部文雄譯青木分庫第十三分冊五八頁。

註2 平野義太郎「農業問題と土地改革」五八頁。

註3 小池基之「戦後における農業理論の一展開」(一)日本農業再建の論理「農業近代化の理論」四六頁。

註4 井上晴丸「戦後農地改革と半封建制」(季刊「理論」一九號一〇頁)「改革による地主制の再編成」(日本資本主義講座)第五卷六八頁。

註5 同「改革による地主制の再編成」前掲書六八頁。

註6 同 前掲書 同 頁。

註7 同 前掲書 六九頁。

註8 同 前掲書 同 頁。

註9 同 前掲書 同 頁。

註10 同 前掲書 七〇頁。

近藤康男「從屬體制Ⅱ再軍備體制における再編地主制の強化」前掲書一〇二頁。

このように「日本農業がその基盤としての土地所有の集中的表現として見出した地主的土地所有とそれに對立する零細農的土地所有」が農地改革によつても基本的には變化しえなかつたとすれば、この見解に立つて農地改革の意義はどこにあるであらうか。

意義

それは資本主義の全般的危機において從屬體制に組込こまれた日本資本主義が、その構造的危機の一環である「未曾有の地主制の危機」を、獨占資本の最大限利潤確保のための基盤たる農業における半封建的生産關係、「地主制の根ともいふべきもの」をもせんじつめた基本的本質<sup>(註3)</sup>を残しおせつつ打開したことにある。日本の獨占資本と地主だけでは踏みきりがつかぬ線が、アメリカ獨占資本にうながされて行われたのである。<sup>(註4)</sup>「農地改革が齎らした効果は、日本の農民に土地所有の渴を醫やし、一片の土地を所有した多數の職工を作り出したということである。低賃銀を補うところの自家用農業、首を切られても社會保險を要しない物的根據を一片の自作地は約束してくれらる。農民の意識は從來よりも一層アチ・ブル的となり、労働運動と農民運動との關連性を切斷せしめる。……農民を防共の堤として強化する意味においては、農地改革は正に百パーセントの効果をおげたものといふことができるようである。」<sup>(註5)</sup>

地主制の残存は舊い部落秩序を維持し國家權力にバックアップされて「低賃銀政策の有力な基盤を提供し、最大限利潤獲得のための低賃銀政策の有力な基盤を提供し、最大限利潤獲得のエンジン」たる役割を果すと同時に、部落割當を通じて經濟的にも政治的にも独自の利益の配當にあづかるのである。<sup>(註6)</sup>

註1 小池基之「農地改革の歴史的課題」(農業近代化の理

論「二二頁」。

註2 井上晴丸「改革による地主制の再編成」(「日本資本主義講座」第五卷七八頁)。

註3 同 前掲書 同頁。

註4 同 前掲書 六七頁。

註5 近藤康男「農地改革の諸問題」二三頁。

註6 井上晴丸 前掲書 七七頁。

註7 同 前掲書 同 頁。

まことに農地改革は「外から、上から與えられて遂行せられたもの……。獨占資本の要請によつて行われたもの」である。

註 小池基之「地主制の諸問題」前掲書一三頁。

問題點

二つの道の理論の適用が古典的な資本の本源的蓄積期においてなされる場合、資本主義の或る程度の發展が前提とされる場合(ロシアのように)に對して、獨占資本主義段階における適用の差別性が明らかにされることにより、半封建的生産關係に基づく剰餘價値の収取の弱化したあとの農業經營の再生産の理論的分析をおしすすめて、改革後における剰餘價値の収取のされ方——日本資本主義における資本と地主的土地所有の癒着の仕方をふくめて——の解明を期待したい。

五

以上が「耕作農民による經營農地の所有を奨励し、以つて彼らが『労働の成果を享受する機會を均等化する』こと」を目標

ヒューマニスト、ギヤスケルと産業革命期の英國労働者階級

とした農地改革に對する諸家の見解とその問題點である。日本農業の前途は容易ではない。「農地改革の進行にもかかわらず、なおそこには農業生産力の發達に裏づけられた富農經營の展開に對してそれを阻止するような諸條件が數多くみられる」——残存せる地主制をふくめて——のである。

註1 Laurence I. Hews (G. H. Q. 天然資源局顧問) "Japanese Land Reform Program" 農林省農地局

農地課譯「日本の農地改革」二〇七頁。

註2 小池基之「農地改革と農業の近代化」(「農業近代化の理論」一六〇頁)。

### ヒューマニスト、ギヤスケルと産業革命期の英國労働者階級

——ギヤスケルの「英國の産業人口」

一八三三年、を讀んで——

飯 田 鼎

- 一、ギヤスケルと産業革命
- 二、手工業者の貧困といわゆるヨーマン階級
- 三、工場制度の確立とその影響